第５号様式（第６条第４項関係）

条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

整理番号	質問事項	回答
1	仕様書　５訪問指導（２）趣旨説明通知書等　①「(前略) 健康相談申込書を同封し（後略)」とあるが、利用勧奨ではなく、希望者のみという認識でしょうか。	趣旨説明のための通知文書により利用勧奨を行うものであり、その上で相談希望をされる方は、健康相談申込書を記載して返信していただくものです。
2	仕様書　５訪問指導　（３）訪問指導の実施　①「受注者は、(中略) 必ずレセプト等を確認し（後略)」とあります。 （１）訪問指導候補者の抽出　②では「(前略) 以下、「レセプト」等の閲覧により(後略)」と記載されていますが、レセプトの閲覧について何か条件はありますでしょうか（事務所内での閲覧制限など)。	仕様書　５訪問指導　（３）訪問指導の実施　②により閲覧は福島県後期高齢者医療広域連合事務局内としております。 仕様書　５訪問指導　（１）②後段により「(前略) レセプト等から訪問指導に必要な事項を記入し、訪問指導の際の資料とする。」としているので、委託者から提供する候補者リストにより受診状況の把握が可能なものについては、実際の訪問時には当該資料を確認すれば足りるものです。レセプトによる確認が必要なものについてのみ、広域連合事務局内での閲覧となります。